

## 鳥取市民間賃貸住宅家賃支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市民間賃貸住宅家賃支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本補助金は、移住を目的として転入し就職した若者夫婦及び子育て世帯の負担軽減を図り、もって市外からの転入人口の更なる増加を図るとともに、本市の少子化を抑制することを目的として交付する。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口に登録している者で、本県以外に居住していた者が、5年以上継続的に暮らす意思を持って本市に転入し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されてから6月を経過しない間に、生活の本拠を本市に置くことをいう。ただし、申請日前1年以内に本市から転出したことがある者、および事業所の人事異動等による転入等、定住しないことが明らかである場合は除く。
- (2) 若年夫婦世帯 補助金の交付申請をする日（以下「交付申請日」という。）において、夫婦の年齢が40歳未満であって、子どものいない同居する世帯をいう。
- (3) 子育て世帯 交付申請日において、義務教育終了前の児童（15歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続き中学校、義務教育学校の後期課程又は特別支援学校の中学部に在学する児童を含む（胎児は含まない。）。）を扶養するとともに同居する世帯をいう。
- (4) 民間賃貸住宅 若年夫婦世帯及び子育て世帯の世帯員が、鳥取市への移住に伴い住宅の所有者との間で自己の居住の用に供するために賃貸借契約を締結した市内の住宅であること。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 市営住宅、県営住宅、公社・公団住宅、雇用促進住宅等の公的賃貸住宅
  - イ 社宅、官舎、寮等の給与住宅
  - ウ 居住用以外の目的に使用している住宅
  - エ 転借又は使用権を譲渡している住宅
  - オ 家賃の一部を実際に負担している場合であっても、借受名義人になっていない場合
  - カ 2親等以内の親族が所有する住宅及び賃貸住宅
  - キ 本人の配偶者（同棲の場合を含む。）若しくは父母又は配偶者の父母で、本人の扶養家族でない者が借り受けている住宅に同居している場合
- (5) 家賃 賃貸借契約に定められた月額賃借料であって、共益費、管理費、駐車場利用料、光熱水費等の諸経費の額を除いたものをいう。
- (6) 住宅手当 事業主が従業員に対して支給又は負担する住宅に関するすべての手当等の月額をいう。
- (7) 市税等 市税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。
- (8) 麒麟のまち圏域 因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏を形成する市町をいう。

(補助対象世帯)

第4条 この要綱に基づく補助の対象となる世帯は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本要綱の施行日以降に麒麟のまち圏域内の事業所への就職又は麒麟のまち域内での創業若しくは就農を開始していること。
- (2) 本要綱の施行日以降に移住し、民間賃貸住宅に入居した世帯であること。
- (3) 世帯員全員が本市に住所を有すること。
- (4) 世帯員全員が市税等を滞納していないこと。
- (5) 世帯員全員が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていないこと。
- (6) 世帯員全員が鳥取市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと。また暴力団員等との関係も有していないこと。
- (7) 世帯員全員が過去に本要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、第7条第1項の規定による申請を行った日の属する月の翌月から1年間とする。ただし、交付対象期間が翌年度にわたる場合で、翌年度分の予算措置ができない場合は、翌年度分の交付は行わない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の月額、家賃から給与等の支払者が負担する住居手当の額を減じて得た額の2分の1以内で算定（若年夫婦世帯は1万円、子育て世帯は1万5千円を限度額とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）し、予算の範囲内で交付する。

- 2 若者夫婦世帯が、規則第5条に規定する決定を受けた補助対象期間内に、出産により第3条第3号の規定による要件を満たす世帯となった場合は、申請により当該世帯を子育て世帯とみなし、補助金の限度額を月額1万5千円に変更できるものとする。
- 3 補助金の交付は、入居の回数に関わらず1世帯につき1回限りとする。ただし、交付対象期間が翌年度にわたる場合は、2回に分けて交付するものとする。
- 4 補助期間内に資格要件を欠くことになった場合及び家賃に滞納があった場合は、事実の発生した月以後の家賃補助は行わないものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする世帯の代表者（以下「申請者」という。）は、第4条に規定する要件を全て具備した日（以下「要件を具備した日」という。）から90日以内に市長に交付の申請をしなければならない。この場合において、補助対象期間が翌年度にわたるときは、補助対象期間の最初の月が属する年度の分について申請するものとする。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、補助対象期間が翌年度にわたるときの補助対象期間の最後の月が属する年度の分の申請については、当該年度の4月15日まで（4月15日が要件を具備した日から90日を経過していない場合は、要件を具備した日から90日以内）にしなければならない。
- 3 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に規定する書類は次に掲げる書類とする。ただし、前条第2項の規定による申請を行う場合においては、第2号から第5号までの書類の添付を省略することができる。
  - (1) 鳥取市民間賃貸住宅家賃支援事業計画・同意書（様式第1号）
  - (2) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
  - (3) 世帯員全員の住民票の写し

- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) 世帯全員の戸籍の附票の写し
- (6) 所得のある世帯員全員の雇用及び住居手当証明書（様式第3号）又は自営業等従事申立書（様式第4号）
- (7) その他市長が必要と認める書類  
（交付の決定）

第8条 市長は、補助金の交付を決定するときは、申請者の居住の実態等について必要な調査をすることができる。

（着手届を要しない場合）

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出は、要しないものとする。

（実績報告）

第10条 規則第12条の報告書に添付すべき同条各号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 鳥取市民間賃貸住宅家賃支援事業補助金事業報告書（様式第5号）
- (2) 家賃の領収書の写し又は家賃を支払ったことが分かる書類
- (3) 所得のある世帯員全員の雇用及び住居手当証明書（様式第3号）又は自営業等従事申立書（様式第4号）
- (4) 賃貸住宅の入居世帯員全員の住民票の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

- (1) 第7条第1項の申請 申請した年度の3月20日まで
- (2) 第7条第2項の申請 交付対象期間の満了後10日以内

（届出の義務）

第11条 申請者は、申請した事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、地域振興局長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。